

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の企業価値を高め持続的な発展を図っていくために、3C経営（Corporate Social Responsibility, Corporate Governance, Compliance）を中期経営計画の基本姿勢とし、現場と経営が表裏一体となった取組みをすすめております。特に、顧客の様々な情報をお預りする当社としては、現場の職務執行を適宜的確に把握し、迅速に経営の意思決定に反映していくことは、効率的な経営の実践のためにも不可欠であり、今後もこの方針は不変だと考えております。

また、私企業の存在意義は社会の公器としてふさわしい公正かつ健全な利益の追求であることから、法令・定款の遵守はもちろんのこと、不正や反社会的な行動をとらないことが前提となっており、コーポレート・ガバナンスは実践されるべきものであると考えております。

以上の認識の下、コンプライアンス・マインド（遵法精神）に裏付けられたコーポレート・ガバナンス体制の確立を目的に、株主総会を頂点とした機能的な統治組織の運営によって、公正かつ透明な経営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社学研ホールディングス	1,350,000	16.46
ナカバヤシ株式会社	450,000	5.48
日本通信紙株式会社	400,000	4.87
廣田証券株式会社	300,028	3.65
日本システム技術株式会社	300,000	3.65
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000	3.65
株式会社三井住友銀行	300,000	3.65
株式会社りそな銀行	300,000	3.65
立田 博久	248,000	3.02
ODK従業員持株会	235,100	2.86

支配株主（親会社を除く）の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川口 伸也	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川口 伸也	○	エース法律事務所弁護士	企業法務に明るく、企業統治においても適切かつ効果的に職務を遂行いただけるものと判断し、招聘いたしました。川口伸也氏が所属する法律事務所と当社との間に顧問契約が無く、取締役としての報酬以外に金銭の授受はありません。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしているため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

情報交換等を積極的に行い、相互の連携を深めております。
また、会計監査においては会計監査人と連携して活動し、適切な会計処理がなされているかを確認しております。
業務監査においては、その効果をあげるため、監査役と内部監査室は連携して活動し、内部統制システム維持向上に向けた相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水野 武夫	弁護士													
藤岡 寛	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野 武夫	○	共栄法律事務所代表	企業法務に明るく、企業統治においても適切かつ効果的に職務を遂行いただけるものと判断し、招聘いたしました。 水野武夫氏が代表を務める法律事務所と当社との間に顧問契約が無く、監査役としての報酬以外に金銭の授受はありません。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしているため、独立役員として指定しています。
藤岡 寛	○	監査法人ソルシオ代表社員	公認会計士としての豊富な知識、優れた監査能力を当社の監査体制にいかしていただくため、招聘いたしました。 藤岡寛氏が代表社員を務める監査法人と当社との間に人的関係、資本的関係がなく、また監査役としての報酬以外に利害関係はありません。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしているため、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員について、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

株主総会にて承認される役員報酬で対応することを基本としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

社内取締役、社内監査役、社外役員の別に各々の報酬総額を開示しております。
平成27年3月期における、当社の社内取締役、社内監査役、社外役員に対する基本報酬額は以下のとおりであります。
社内取締役 5名 88,655千円
社内監査役 2名 16,080千円
社外役員 3名 7,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

定時株主総会にて決議された報酬限度額内で、実績、役位に応じて、取締役会及び監査役会で報酬等の算定方法を承認いたしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が社外取締役・社外監査役へのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

＜現状の体制の概要＞

当社は、社外取締役の選任と監査役会との連携によって、以下のようなコーポレート・ガバナンス体制を築いております。

(1) 取締役会について

取締役会は、取締役5名、独立役員として指定した社外取締役1名の6名で構成され、経営の機能性向上を目指しながらも、客観性を担保しております。

取締役会は定例会1回の開催に加え必要により臨時に開催され、法令または定款に定められた事項のほか、経営方針・事業計画の策定、諸規程の改廃、重要な契約の締結等といった経営に関わる重要な意思決定や職務執行状況の報告がなされております。

また、社外監査役を含む全ての監査役も出席し、取締役の職務執行について適切な監視機能を発揮しております。

(2) 監査役について

監査役は、常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で監査役会を構成し、常勤監査役による日常監査報告のほか、重要事項については合議することにより監査の客観性、公正性を維持しております。

社外監査役は当社の顧問契約先ではない法律事務所及び監査法人から招聘しており、両名を独立役員として指定するとともに、その機能強化に努めております。社外監査役のうち1名は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、全監査役が取締役会に出席するほか、常勤監査役が重要会議に出席し、経営の状況を監視しております。

業務監査については、監査結果講評への立会い等、実施計画書に基づき監査から改善指摘、改善報告にいたる全監査過程で内部監査室と連携しております。

また、会計監査においては会計監査人と連携して活動し、適切な会計処理がなされているかを確認しております。

(3) 内部監査室について

社長直轄の組織として内部監査を実施する内部監査室(2名)を設置し、監査計画に基づき支店及び各部門の職務執行状況とともに、内部統制システムの監査を実施しております。

また、業務監査の効果をあげるため監査役と連携し、有効な監査体制の構築に努めております。

(4) 会計監査

新日本有限責任監査法人による監査を受けております。公認会計士5名、その他4名が携わっており、監査役及び内部監査室との相互連携を図っております。

(5) 責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役の選任、監査役会の設置、内部監査室による各部門の活動状況の監査、会計監査人による会計監査を相互に連携させることが、コーポレート・ガバナンス体制の維持向上に資すると考えております。

加えて、独立性の高い社外監査役を招聘することによって、監査役会機能の質的水準を高位維持することが肝要であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	直近の第52期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)定時株主総会につきましては、平成27年6月24日(水曜日)に開催しております。
その他	当社のウェブサイトで株主総会招集通知を公表しております。 http://www.odk.co.jp/ir/ir21.html

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のウェブサイトでIRポリシーを公表しております。 http://www.odk.co.jp/ir/ir13.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算並びに中期経営計画の会社説明会を実施し、当社の状況や今後の経営上の取組みをご理解いただくよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	TDnet による開示資料、EDINET提出資料に加え、決算説明会、株主総会実施時の説明資料等を当社ウェブサイト上に公開し、多くの投資家の皆様に当社の情報が浸透するよう努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務管掌取締役を責任者として、総務部総合企画課が担当しております。	
その他	個人投資家向けIRの一環として、IR情報メール配信サービスを実施しております。 また、Webメディアを通じた情報発信強化の一策として、Facebookを活用した情報発信を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	情報セキュリティ対策として「ISO/IEC27001認証」、個人情報保護の観点から「プライバシーマーク(Pマーク)認定」を取得しております。 女性の活躍促進に向けて、育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりや、多様な働き方を支援する各種雇用制度の整備に取り組んでおります。 平成27年3月31日時点における当社の女性比率は、役員0.0%(0名)、従業員15.5%(16名)となっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築に関する基本方針

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・役職員全員が法令等を遵守して業務を執行する。
 - ・社外取締役、社外監査役を選任し、経営の透明性を高める。
 - ・財務報告に係る内部統制システムを整備し、財務報告作成時の不正または誤謬の発生に対する未然防止及び早期発見のため、運用、監視、改善を継続する。
 - ・内部通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・内部監査室による監査を年2回以上実施し、内部管理体制の適切性、有効性を確保する。
 - ・内部統制委員会を設置し、内部統制システムの維持及び確保に必要な事項を検討し、実施する。
 - ・反社会的勢力との一切の関係を遮断し、役職員全員が反社会的勢力排除のための基本方針に基づき対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及びISMS文書管理手順書に基づき適切に保存し管理する。
 - ・取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できる。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・情報セキュリティに関しては、ISO/IEC27001認証基準に則り、日常の業務執行の中で様々なリスク要因を抽出、管理し、そのリスクがもたらす経営的損失を未然に防ぐ体制を確保する。
 - ・信用リスクについては取引先管理規程及び与信管理規程に基づき運営、管理することによって、リスクの許容範囲を明確化し、損失拡大を防止する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行う。
 - ・取締役会付議事項、業務執行に関する重要事項を協議するため、月1回「役員会」を開催する。
 - ・中期経営計画及び年次計画を決定し、経営目標の明確化を図る。
 - ・月1回、常勤役員、部支店長で構成する「役員部長会」を開催し、経営計画の進捗状況の検証等を行う。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社から子会社の取締役及び監査役を派遣し、業務執行の適正化を図るとともに、経営の状況を監督する。
 - ・当社の内部監査室は、必要に応じて子会社業務について監査を行う。
- (6) 監査に関する体制
 1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項
 - ・取締役は、監査役が職務執行のために補助使用人を求めた場合は、必要な使用人を配置する。
 2. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人については、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けることがないよう、独立性を確保する。
 3. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、取締役会に出席し、重要な経営事項について報告を受けるとともに業務執行状況を確認する。
 - ・常勤監査役は、役員会、役員部長会等に出席し、重要な経営事項について報告を受けるほか、決裁文書及びその他の重要文書の閲覧により業務執行状況を確認する。また、内部監査室の監査講評に立会い、監査に関する報告を受けるとともに、会計監査人からは会計監査に関する報告を受ける。
 4. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、代表取締役と定期的または必要の都度会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上重要な課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除のための基本方針

- (1) 反社会的勢力排除のための組織
 - ・反社会的勢力へ適時適切に対応するため、社内に統括責任者及び統括責任部署を設置する。
 - ・統括責任部署は、暴力追放推進センター及び警察、弁護士等の外部の専門機関との連携を維持し、反社会的勢力への対応において支援または助言を要請する。
- (2) 反社会的勢力への対応
 - ・通常の経済取引を含めて、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
 - ・取引開始前に取引先の信用調査を実施し、反社会的勢力と関係がある、または関係が疑わしい組織及び個人との取引を排除する。
 - ・有事の場合は、外部の専門機関の支援または助言を受け、民事及び刑事の法的対応を実施する。
 - ・不当要求には毅然とした態度で接し、裏取引や資金要求を拒絶する。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集
 - ・反社会的勢力は、組織実態の不透明化、企業への接触手段の巧妙化がすすんでいるため、外部の専門機関または地域内の企業と最新の情報を共有し、継続的に動向を監視する。
- (4) 反社会的勢力排除のための取組みの定着に向けて
 - ・反社会的勢力との関連において、適時適切に対応するために、「反社会的勢力排除のための手順書」を作成する。
 - ・反社会的勢力排除のための取組みを全社に浸透させるため、定期の社内教育会において、反社会的勢力に関する情報及びその対応方法についてのカリキュラムを実施する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1) 会社情報の適時開示に係る基本姿勢

アウトソーシングサービスを主力事業とし、様々な顧客情報をお預かりしている当社にとって、各部門の情報を適宜的確に把握し迅速に必要な対策を講ずることは、情報セキュリティ上の重要な項目であります。

同様の観点から当社は、投資判断に影響を与える会社情報が発生した場合についても、証券関連諸法令及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、適時、適正かつ公平な情報開示に努めてまいります。また、開示情報につきましては、TDnet による開示に加え、当社ウェブサイト上への公開やIR情報メール配信サービスを実施し、多くの投資家の皆様に当該情報が浸透するよう努めてまいります。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、社長を中心とする情報管理体制を構築すると共に、総務管掌取締役を情報管理責任者とし、情報の一元管理及び会社情報の適時開示の統括を行ってまいります。また、総務部総合企画課では、情報開示の要否並びに開示内容・方法について、各部門、必要に応じ主幹事証券会社、監査法人、弁護士等への確認を行い、開示原稿の作成を行ってまいります。

加えて、内部者取引管理規程等の社内規程に基づき、各部門長による情報管理責任者への報告義務を規定することによって、社内情報収集機能の充実に努めてまいります。

(3) 決定事実の適時開示

取締役会に付議される重要な決定事項につきましては、総務管掌取締役が関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示内容を検討し、取締役会での承認後、総務部総合企画課を通じ、速やかに開示手続きを進めてまいります。

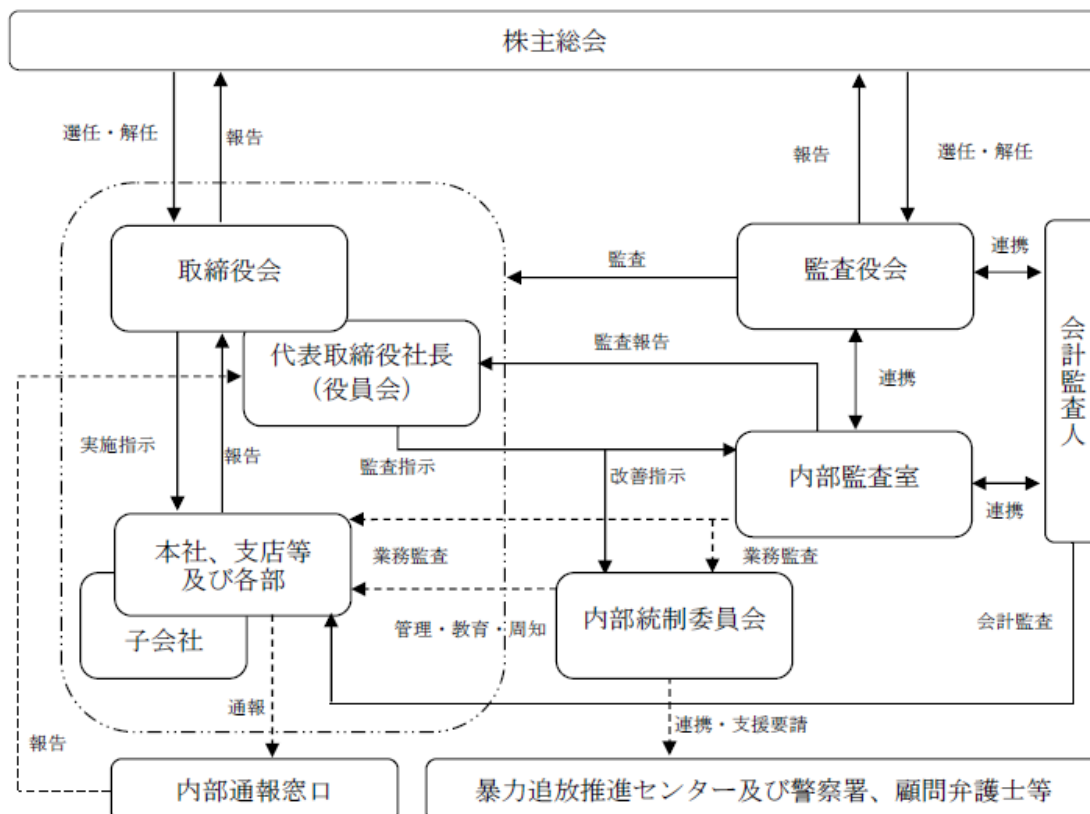
(4) 発生事実の適時開示

重要な発生事実につきましては、各部門長から社長もしくは総務管掌取締役へ報告を行い、これらの指示のもと総務部総合企画課において、情報開示の要否並びに開示内容・方法を検討した上で社内稟議手続きを実施し、遅滞なく開示手続きを進めてまいります。

(5) 決算情報の適時開示

決算情報については、月次決算数値を月次の取締役会において確認し、総務管掌取締役が関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示内容を検討し、取締役会での承認後、総務部総合企画課を通じ、速やかに開示手続きを進めてまいります。

【コーポレート・ガバナンス組織図】



【適時開示体制の模式図】

